

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-②)

施策名	5-1. 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	1,375	1,272	1,144	1,181
		補正予算 (b)	0	0	0	-
		繰越し等 (c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計 (a+b+c)	1,375	1,272	(※記入は任意)	
執行額 (百万円)	1,281	1,231	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	-
		30%	46%	-	-	-	-	75%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	生物多様性地域戦略策定 済自治体数 (都道府県)	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		18都道府県	35	39	41	43	43	47	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	生物多様性国家戦略 2012-2020に定める我が 国の国別目標の関連指標 の改善状況	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成
		22年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		-	54%	70%	74%	集計中	集計中	100%	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
全国の1/2.5万地形図面 数に対する植生図整備図 面数の割合 [整備図面数/ 全国土図面数]	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成	
	18年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	○	
	国土の35%	72%	77%	80%	84%	88%	100%		
年度ごとの目標		72%	77%	80%	84%	86%			

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>

- ・愛知目標達成に向け、平成28年11月に、これまでの進捗状況を踏まえて一層強化する取組等をまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表した。なお、我が国の国別目標の関連指標は、概ね改善傾向にある。国別目標の関連指標については、評価指標も含めて次期目標のもとでの測定に活用することを検討する。
- ・生物多様性地域戦略については、平成31年4月時点で把握しているものとして、43都道府県が策定しており目標に近づいている。
- ・植生図の整備図面数は、平成30年度末時点で、国土の86%の整備が完了し、着実に成果をあげている。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。
- ・平成28年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を推進するため、サンゴ礁生態系保全モデル事業の実施や中間評価会議及びシンポジウムを開催した。

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>&lt;生物多様性に関する国民への普及啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府世論調査によれば、平成24年度の生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されていたものの、平成26年度には46%に低下した。</li> <li>・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局：環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。</li> <li>・事業者の民間参画を促進するため、平成29年12月、8年ぶりに「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定した。また、企業の生物多様性保全活動による貢献度の評価を試行した。</li> <li>・平成31年3月に、名古屋議定書の国内クリアリングハウスである環境省ABSウェブサイトのリニューアルし、諸外国のABS関連法令等に検索機能等を搭載した動的コンテンツを構築し、よりユーザーフレンドリーなウェブサイトとした。</li> <li>・ICRI（国際サンゴ礁イニシアティブ）が2018年を国際サンゴ礁年と定めたことを受け、国内では、26企業・団体をオフィシャルサポーターに任命したほか、市民参加型調査であるサンゴマップを広めるキャンペーン等を展開し、サンゴ礁保全の機運の醸成を図った。</li> </ul> <p>(判断根拠)</p> <p>&lt;国際的枠組への参加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）第6回総会（平成30年3月・メデジン）及び関連会合へ専門家を派遣し、評価報告書等の成果物への知見提供・情報収集等を行った。また、国内連絡会を開催し、収集した情報等を専門家・他省庁等に共有した。</li> <li>・ICRI（国際サンゴ礁イニシアティブ）東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。平成28年度からは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア会合を開催し、東アジアにおける地域解析の促進に貢献している。</li> <li>・生物多様性条約第14回締約国会議及び名古屋議定書第3回締約国会合に参加し（国連生物多様性会議 エジプト シャルム・エル・シェイク2018、平成30年11月）、交渉及び情報収集を行った。</li> <li>・南極条約協議国会議（平成30年5月・アルゼンチン）に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。</li> </ul>
<p>評価結果</p>	<p>&lt;生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性条約第6回国別報告書」を取りまとめ、今後取組を強化すべき国別目標が明確となったため、これらに対し重点的に対応し、愛知目標の達成を目指していく必要がある。</li> <li>・生物多様性地域戦略については、戦略未策定の都道府県に対し専門家派遣など人的支援を行い、戦略策定に係る支援を行っていく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;生物多様性に関する国民への普及啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあい体験の充実、民間参画の推進等を通じて、生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;国際的枠組への参加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性条約関連会合に関しては、我が国が議長となって採択された愛知目標の達成や、名古屋議定書の実効性のある運用、また生物多様性の新たな世界目標（ポスト2020目標）に関する議論等がある。また、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等がある。これらの国際的議論・作業に積極的に引き続き参加する必要がある。</li> <li>・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。</li> </ul>
<p>施策の分析</p>	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b></p> <p>&lt;生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知目標の達成に向け不十分であると判断した国別目標を中心に取組の一層の加速を図るとともに、保護地域の拡張、希少種・外来種対策の充実を通じ健全な生態系の確保に取り組む。</li> </ul> <p>&lt;生物多様性に関する国民への普及&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、国民への普及啓発を強化する。</li> </ul> <p>&lt;国際的枠組への参加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性条約が掲げる愛知目標についてはその達成に向けて、またポスト2020目標については我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールを策定を求めていく。</li> <li>・IPBES作業計画2015-2019の成果物（成果文書）が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、引き続き生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取り組みの進展に貢献する。</li> </ul> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>&lt;「生物多様性」の認識状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性の主流化」に関連する指標については現在検討中であり、次期国家戦略の策定に反映させることを検討中。</li> </ul> <p>&lt;生物多様性地域戦略策定済自治体数（都道府県）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性地域戦略の策定は、地方での取組を推進する有効な方策であるため、専門家を派遣するなど人的支援の実施により計画策定都道府県数の向上を図る。</li> </ul> <p>&lt;生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連指標群について関係省庁とも連携して適切に点検・管理を実施しているところであり、次期国家戦略の策定に反映させる。</li> </ul> <p>&lt;全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き全国整備を進めるとともに、整備後の更新等にかかる方向性についても整理中であり、次期国家戦略への反映を検討中。</li> </ul>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンゴ礁生態系保全行動計画の進捗中間評価や現地調査等にあたり、学識経験者の参画を依頼し、学識経験者の知見を活用した。</li> </ul>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球規模生物多様性概況第4版</li> <li>・平成26年度環境問題に関する世論調査</li> <li>・平成30年度国際サンゴ礁イニシアティブ及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域解析推進調査業務報告書</li> <li>・平成30年度サンゴ礁生態系保全モデル事業報告書</li> </ul>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>植田 明浩</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>
--------------	----------------	----------------------------	--------------	-----------------	---------------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-㉓)

施策名	5-2.自然環境の保全・再生				
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</li> <li>・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。</li> <li>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。</li> </ul>				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	2,443	2,498	2,716	2,751
	補正予算(b)	0	0	0	-
	繰越し等(c)	566	31	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	3,009	2,529	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	2,734	集計中	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)、自然再生基本方針(平成26年11月7日 閣議決定)				

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		25	25	25	25	25	26	33	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	△
		-	11地区(85%)	7地区(78%)	4地区(80%)	5地区(71%)	10地区(91%)	100%	
	年度ごとの目標		13地区(100%)	9地区(100%)	5地区(100%)	7地区(100%)	11地区(100%)		
	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
458		-	3,380	2,850	集計中	集計中	6,994		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>&lt;里地里山&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募により選定された実証地域において「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」の活動を実施するとともに、森川海が生まれ出す恵みの経済的評価及び効果を検証し、「地域循環共生圏」の構築に向けた具体的な方策の検討を行った。</li> <li>・戦略的な広報活動、民間企業との連携、シンポジウム開催等により、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成した。</li> </ul> <p>&lt;世界自然遺産&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。</li> <li>・特に小笠原諸島については、兄島で外来種グリーンアノールが発見されたことや陸産貝類への外来種ネズミによる影響が深刻化していることを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を継続するとともに、近年の遺産を取り巻く状況の変化、取り組みの進展等を踏まえて、遺産管理計画を改定した。</li> <li>・世界自然遺産新規登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、ユネスコに世界遺産推薦書を提出したが、諮問機関である国際自然保護連合からの延期勧告を踏まえ、平成30年6月に一旦推薦を取り下げたところ。勧告を踏まえ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出した。</li> </ul>

	<p>&lt;自然再生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、平成30年度末現在、全国で自然再生協議会が計26箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が42件策定された。</li> </ul> <p>&lt;地域支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は14団体であった。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成30年度末までに114件に対し経費の一部を交付した。</li> </ul> <p>&lt;国立・国定公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。平成30年度については、11地区の見直しを計画し、やんばる国立公園の拡張及び上信越高原国立公園(志賀高原地域)の再検討を含む10地区の見直しを行った。</li> <li>・2016年4月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、沖合の海底の自然環境の保全を図るため、新たな海洋保護区制度(「沖合海底自然環境保全地域」)の措置を講ずる自然環境保全法の一部を改正する法律案を2019年3月に閣議決定し、国会に提出した。</li> </ul>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>&lt;里地里山&gt;</p> <p>各地域が地域循環共生圏構築に取り組む際に活用できるツールとして、実証地域の取組を踏まえて、地域循環共生圏の構築を進めていくために必要な取組の手法やプロセス、事例、課題解決のヒント、ワークシート等を取りまとめた「森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き」を作成した。</p> <p>今後は、手引きを普及するとともに、各地域の具体的な取り組みをサポートする体制を整える必要がある。引き続き、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成する必要がある。</p> <p>&lt;世界自然遺産&gt;</p> <p>知床、白神山地、屋久島、小笠原諸島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められた。新規登録を目指す国内候補地については、延期勧告を受けたものの、その後、勧告を踏まえ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出し、確実な登録に向け適切に対応した。</p> <p>&lt;自然再生&gt;</p> <p>自然再生協議会の数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。</p> <p>&lt;地域支援&gt;</p> <p>生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援数は、着実に増加している。地域連携保全活動計画の策定数は徐々に増加しているが、策定済み市町村はまだごく一部に限られており、一層の加速が求められる状況にある。</p> <p>&lt;国立・国定公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。</li> <li>・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度については、概ね順調に制度設計が進められている。引き続き着実に制度の構築を行い、実際の保護区の設置及び保全・管理を行う必要がある。</li> </ul>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>&lt;里地里山&gt;</p> <p>「森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏の手引き～」の普及を進めるとともに、地域循環共生圏づくりを総合的に支援するため、地域のニーズに応じた専門知識と経験を有する支援チームの派遣、事例の収集や発信、普及啓発などを行うプラットフォームの構築を進める。</p> <p>&lt;世界自然遺産&gt;</p> <p>国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</p> <p>&lt;地域支援&gt;</p> <p>生物多様性保全推進支援事業については、より多くの地域・取組を支援できるよう、一層の拡充を図る。</p> <p>また、生物多様性保全推進支援事業のさらなる活用や、各自治体への適切な情報の発信等の働きかけを通じ、地域連携保全活動計画策定の促進を図る。</p> <p>&lt;国立・国定公園等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年までに、海洋保護区の割合が10%に達するように沖合海底自然環境保全地域の指定を行う。その後は、情報収集・モニタリングも含めた保護管理を推進する。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <p>&lt;自然再生協議会の数&gt;</p> <p>自然再生については、生物多様性国家戦略2012-2020において「自然再生の着実な実施」と掲げている。引き続き、自然再生を進めるための技術的課題の解決への支援や普及啓発等により、新たな自然再生協議会の設立及び自然再生協議会による取組の推進を図る必要がある。</p> <p>&lt;当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率&gt;</p> <p>目標年度は毎年度としており、今後も計画どおり見直しを実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p> <p>&lt;三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)&gt;</p> <p>三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)を測定目標として利用していく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。</li> <li>・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</li> <li>・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。</li> <li>・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度のあり方について、有識者の知見を活用しつつ検討を行った。</li> </ul>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」</li> <li>・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界遺産推薦書(日本政府)</li> <li>・生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について(中央環境審議会 答申)</li> <li>・平成30年度国際サンゴ礁イニシアティブ及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域解析推進調査業務報告書</li> </ul>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 国立公園課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>植田 明浩 熊倉 基之</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>
--------------	--------------------------	----------------------------	------------------------	-----------------	---------------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-24)

施策名	5-3.野生生物の保護管理				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度
	当初予算(a)	3,264	3,724	4,073	4,055
	補正予算(b)	700	700	1,100	-
	繰越し等(c)	230	760	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	4,194	5,184	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	3,386	在地方事務所に確認	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)				

測定指標	(26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	△
		-	41種	86種	119種	171種	207種	300種	
		年度ごとの目標値	/	30種	75種	120種	165種	210種	/
	奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	4年度	-
		-	奄美大島 0.015頭	奄美大島 0.008頭	奄美大島 0.010頭	奄美大島 0.004頭	集計中	0頭 (毎年度減少)	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	-
推定の中央値ニホンジカ303万頭、イノシシ94万頭 ※30年度に算出		ニホンジカ 35万頭、 イノシシ10 万頭	ニホンジカ 323万頭、 イノシシ93 万頭	ニホンジカ 317万頭、 イノシシ89 万頭	集計中	集計中	平成23年度比で 半減 (ニホンジカ147万 頭、イノシシ50万 頭)		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>&lt;絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に二次的自然に分布する絶滅危惧種を対象とした「特定第二種国内希少野生動植物種」制度や希少種の保護増殖について一定の基準を満たす動植物園等を認定する「認定希少動植物園等」制度の創設等を盛り込んだ種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)に向けて、希少野生動植物種保存基本方針の変更(平成30年4月13日閣議決定)を行った。</li> <li>・また、上記改正法の施行を踏まえ、平成30年度には特定第二種国内希少野生動植物種の指定開始に向けた検討を実施するとともに、認定希少種保全動植物園等として計6園館を認定した。</li> <li>・国内希少野生動植物種について、新たに36種を追加指定した。</li> <li>・レッドリストについては、「環境省レッドリスト2018」と「環境省レッドリスト2019」をそれぞれ平成30年5月、平成31年1月に公表するとともに、平成29年3月に初めて公表した環境省版海洋生物レッドリストと既存のレッドリストとの統合に向けた方針を平成31年2月に策定した。今後、さらに統合に向けた調整を進めていく。</li> <li>・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。平成31年2月までに指定された国内希少野生動植物種293種のうち、65種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。</li> <li>・例えば、トキの保護増殖事業では、野生下で7年連続ヒナの巣立ちが確認され、60羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進した。平成30年6月にトキ野生復帰ロードマップ2020の目標達成を確認し、次期ロードマップの検討に着手した。</li> <li>・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、ツシマヤマネコの生息地におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリング等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種準備を進めた。</li> <li>・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組み、平成31年3月から、飼育技術の向上や普及啓発の促進等を目的として、5飼育園館において公開展示が開始された。</li> <li>・ワシントン条約第70回常設委員会(SC70、平成30年10月・スイス連邦)に積極的に参画した。また、ワシントン条約附属書掲載種について、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。</li> <li>・希少野生動植物等の国内取引については、平成29年種の保存法改正にあわせた登録データベースシステムの改修及び既登録データの電子化を行った。</li> </ul>
		<p>(判断根拠)</p> <p>&lt;遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成30年度は27件承認)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。平成30年度には中央環境審議会の下、ゲノム編集の取扱いについて検討を行い、ゲノム編集により得られた生物のうちカルタヘナ法の規制対象外の生物についても、当該技術の新規性等を考慮し、生物多様性への影響の可能性等の情報を収集することとした。また、カルタヘナ議定書締約国会議(平成30年11月、エジプト)に参画し、合成生物学等について各国と議論するとともに情報収集を行った。</li> <li>・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、平成30年度には64箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。とりわけマンガースについては、継続的な取組により生息密度低下が確認できている。</li> <li>・また、平成29年6月に国内で初めて特定外来生物であるヒアリが確認されたことを受け、平成30年度についても引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である港湾で調査を行い、発見した個体はすべて防除した。また、初期対応の参考資料として平成29年度に整備した同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら更新を行った。全国7箇所ヒアリ対策の講習会を実施した。国民からの情報提供や相談の窓口として、平成30年度においても引き続きヒアリ相談ダイヤルを設置した。</li> <li>・平成30年度には、外来生物法に基づき、ガー科全種等の2種類を特定外来生物として新たに指定し、合計148種類について、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。</li> </ul> <p>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援した。</li> <li>・狩猟者の確保・育成に向けたフォーラム等を開催したほか、都道府県による講習会開催の支援等により、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図った。</li> <li>・鳥インフルエンザの近年での全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂したことにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。また、今後を着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</li> <li>・特定鳥獣のイノシシ、カワウ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカについて、科学的・計画的な保護管理を推進するため、各鳥獣の生態・生息状況を踏まえ、保護管理に関するレポートの作成及び鳥獣行政職員を対象とした研修会の開催を通じて、都道府県への技術的な支援を実施した。</li> </ul>

	<p>・環境省レッドリストに選定されている絶滅危惧種は3732種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動物植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いうえ、種指定の増加に比して保護増殖等の取組が増えておらず、施策を強化する必要がある。</p> <p>・ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、国際的にも喫緊の課題となっている野生生物の違法な取引を撲滅するため、引き続きワシントン条約関連会議に積極的に参画するとともに、国際的な種の保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していく必要がある。</p> <p>・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行う必要がある。</p> <p>・侵略的な外来生物への対策については、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。</p> <p>・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。</p>				
	<p>【施策】</p> <p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動物植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <p>・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、種の保存法の改正も踏まえ、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動物植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。</p> <p>・ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備する。また、野生生物の違法取引対策に係る国際的な要請及び種の保存法改正も踏まえ、国内における違法流通対策を強化し、普及啓発を行う。</p> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集の取扱い(平成30年2月局長通知)については、関係者庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。</p> <p>・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後より効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を進め、外来生物による被害の防止を推進していく。また、外来生物法改正後5年を経過することから、法律の施行状況の点検を進める。</p> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <p>・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。</p> <p>・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。</p> <p>・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。</p> <p>・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度に改訂したマニュアルにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>＜国内希少野生動物植物種の新規指定数＞</p> <p>・国内希少野生動物植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p>＜奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)＞</p> <p>・平成34年度までに奄美大島においてマングースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。</p> <p>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値＞</p> <p>・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p>＜侵略的外来種の状況＞</p> <p>侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効率的に対策を進めていく。</p> <p>＜適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況＞</p> <p>野生鳥獣の適正な保護・管理のため、引き続き総合的に対策を進めていく。</p>	<p>【施策】</p> <p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動物植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <p>・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、種の保存法の改正も踏まえ、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動物植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。</p> <p>・ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備する。また、野生生物の違法取引対策に係る国際的な要請及び種の保存法改正も踏まえ、国内における違法流通対策を強化し、普及啓発を行う。</p> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集の取扱い(平成30年2月局長通知)については、関係者庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。</p> <p>・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後より効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を進め、外来生物による被害の防止を推進していく。また、外来生物法改正後5年を経過することから、法律の施行状況の点検を進める。</p> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <p>・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。</p> <p>・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。</p> <p>・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。</p> <p>・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度に改訂したマニュアルにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>＜国内希少野生動物植物種の新規指定数＞</p> <p>・国内希少野生動物植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p>＜奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)＞</p> <p>・平成34年度までに奄美大島においてマングースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。</p> <p>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値＞</p> <p>・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p>＜侵略的外来種の状況＞</p> <p>侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効率的に対策を進めていく。</p> <p>＜適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況＞</p> <p>野生鳥獣の適正な保護・管理のため、引き続き総合的に対策を進めていく。</p>			
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。</p> <p>・国内希少野生動物植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。</p> <p>・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動物植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動物植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動物植物種の指定等について意見を聴取した。</p> <p>・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った。</p> <p>・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。</p> <p>・ゲノム編集の取扱いについては、中央環境審議会の下、検討会等を開催し、学識経験者の知見を活用した。</p> <p>・鳥獣法に基づく特定希少鳥獣管理計画の延長を検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2018、2019・環境省版海洋生物レッドリスト・平成28年度鳥獣関係統計</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>野生生物課長 中尾 文子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省30-25)

施策名	5-4. 動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減（平成16年度比）、犬及び猫の殺処分率の減少					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の状況（百万円）	当初予算（a）	212	250	283	348
	補正予算（b）	0	-	-	-	-
	繰越し等（c）	0	▲6	▲39	-	-
	合計（a+b+c）	212	243	244	-	-
執行額（百万円）	263	239	232	-	-	
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	-					

測定指標	平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭（平成16年度比75%減）に引き下げる	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	-
		418千頭	151千頭	136千頭	114千頭	101千頭	集計中	100千頭	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	犬及び猫の殺処分率の減少	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成
16年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	○	
94%		67%	60%	49%	43%	集計中	減少傾向維持		
年度ごとの目標	/	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 29年度の自治体における犬及び猫の引取り数は101千頭で、28年度より13千頭減少しており、35年度目標値の100千頭に向けて減少傾向を維持した。また、殺処分率についても、減少傾向を維持した。
	施策の分析	平成25年に施行された改正動愛法に基づき策定された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」で規定された平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭（平成16年度比75%減）に引き下げる目標達成に向け、相当程度進展が確認されているため、引き続き、施策を継続することが重要である。
	次期目標等への反映の方向性	不必要な殺処分の削減を目指すためには、従前からの普及啓発等のほか、飼い主の適正飼養を促進や、自治体による業務の執行上必要な支援施策を実施するなど、更なる取組を継続的に推進することが必要である。その上で、これまでの施策の結果と平成30年にとりまとめられた「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）」を踏まえ、見直しが予定されている「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」に基づき、次期目標を検討していく。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	長田 啓	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	------------------	--------------------	------	----------	--------

# 平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2  
(環境省30-26)

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに答えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することで、エコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8,203	7,559	7,505	10,709
		補正予算(b)	10,489	2,000	9,014	
		繰越し等(c)	10,566	(※記入は任意)		
		合計(a+b+c)	8,126	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	7,662	(※記入は任意)				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、未来投資戦略2017、観光ビジョン実現プログラム2017					

測定指標	自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-
		-	872,336	899,144	895,010	集計中		-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	-
	エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	10年度	-
		0	2(6)	1(7)	5(12)	0(12)	3(15)	(47)	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	-
	国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-
		-	366,335	376,652	374,579	集計中		前年度比1%増	-
	年度ごとの目標値	/	349,325	369,978	380,419	378,325		/	-
	温泉の自噴湧出力(L/分)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		昭和45年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-
		651,265	733,740	686,427	684,096	679,732		前年度の水準を維持	-
	年度ごとの目標	/	726,000	733,000	686,000	684,000	679,000	/	-
	国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		-	11	11	11	11		16	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	-
国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-	
	-	11	11	11	11	12	12	-	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	-	
国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成	
	27年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-	
	490万人	-	490万人	564万人	600万人	694万人	1000万人	-	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  測定指標のうち、国立公園・国民公園の利用者数については、平成29年度は集計中であるが、平成28年度はおおむね前年度の水準を維持している。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、平成30年度は新たに3件の認定を行った。また、訪日外国人国立公園利用者数については、平成30年度は前年比15.7%と国立公園満喫プロジェクト開始以来最大の伸びとなった。なお、満喫プロジェクトの目標達成に向けては、今後多言語解説の整備、ツアーコンテンツの拡充、JNTOと連携したプロモーション強化等により、一層取り組みを推進していくこととしている。 測定指標のうち、温泉の自噴湧出量については、平成30年度は集計中だが、平成29年度はおおむね前年度の水準を維持している。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度は全国で148件の自然ふれあい行事が実施され、23,000人以上が参加した。これにより、国民の自然とのふれあいの機会の創出等が進められた。</li> <li>エコツーリズム推進全体構想の認定は、着実に認定数を積み上げるとともに、新たな認定に向けた調整も進んでおり、施策の効果がみられる。</li> <li>国立公園の訪日外国人利用者数については、平成30年は集計中であるが、これまで着実に増加しており、各公園におけるツアーコンテンツの造成や人材育成を通して、国立公園における自然体験を行う環境整備・機会の提供が進んでいる。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<b>【測定指標】</b> <自然公園の年間利用者数の推移> ・自然とふれあいの場を推進する施策の成果を把握するため、関係するデータとして自然公園利用者数を設定したもの。 <エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数> ・エコツーリズム推進全体構想について、平成40年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年3件認定することを次年度以降の目標とした。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	熊倉 基之 中島 尚子 山口 富夫	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-------------------------------	--------------------	-------------------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-⑦)

施策名	5-6. 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算 (a)	3,132	2,024	1,410	1,299
	補正予算 (b)	-	-	-	-	
	繰越し等 (c)	▲ 1,288	▲ 450	(※記入は任意)		
	合計 (a+b+c)	1,844	1,574	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	1,471	1,349	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定） 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）					

測定指標	三陸復興国立公園（24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数の推移（千人）	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		458	2,520	3,380	2,850	集計中	集計中	6,994	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	三陸復興国立公園内の利用拠点（集団施設地区）の年間利用者数（千人）	基準値	施策の進捗状況（実績）					目標値	達成
		17-21年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		2,975	1,850	1,776	1383	集計中	集計中	2,975	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-
		-	1,151	1,588	-	-	-	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	CPUE（一つのわなで捕獲できる捕獲数（イノブタを除く））の減少	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-
		-	0.070	0.031	0.042	0.038	0.018	-	
年度ごとの目標		イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し被害が軽減する生息密度に抑える					-	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>東日本大震災からの復興の基本方針の策定を受け、平成24年5月に、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を環境省として策定し、当該ビジョンに基づき、三陸復興国立公園の指定等の7つのグリーン復興プロジェクトを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年5月に創設した三陸復興国立公園については、平成27年3月に南三陸金華山国定公園を編入した他、利用施設の復旧などを実施した。国立公園利用者数は震災以降増加傾向であったが、平成28年度は減少に転じている。国立公園の利用者の増加を図り、本取組が観光拠点の復旧・復興に貢献するよう一層取組を推進していく。</li> </ul>

評価結果		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧することはできたが、三陸復興国立公園への編入地域や「みちのく潮風トレイル」については、今後も整備が必要である。</li> <li>三陸復興国立公園の利用拠点の利用者数はその年の連休の配置や天候に大きく左右されるため、年ごとに増減が大きく、平成27、28年度は2ヶ年連続で減少傾向となった。今後、みちのく潮風トレイルの全線開通（R1年6月）等を踏まえ、普及啓発を強化する予定であり、利用拠点における利用者数増加を図る。</li> <li>帰還困難区域における野生鳥獣の捕獲については、平成25年度より開始し以後毎年度、被害の低減を図るため安全かつ効率的な捕獲に努め捕獲努力量として、のべわな日数（捕獲実施日数×わなの数）を増加（平成29年度：日数：約7ヶ月、わな数：100基→平成30年度：日数：約10ヶ月、わな数：301基）させてきている。</li> </ul>
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を行っているところであり、施策の目標達成に寄与している。</li> <li>イノシシ等による被害の低減を図るために、対策の一手法であるイノシシ等の捕獲について、安全かつ効率的に実施することが必要であり、捕獲努力量を高めており、CPUEは減少傾向にあることから、施策目標の達成に向けて寄与している。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ引き続き被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を実施していく。</p> <p>【測定指標】 三陸復興国立公園内の利用拠点（集団施設地区）の年間利用者数（千人）を測定指標として利用していく。</p> <p>【施策】 帰還困難区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため取組を実施していく。</p> <p>【測定指標】 イノシシ個体数の削減と被害の軽減を図るために、イノシシの生息密度の評価指標の一つであるCPUE（一つのわなで捕獲できる捕獲数）を測定指標として利用していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園課 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	熊倉 基之 中島 尚子 山口 富夫	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---------------------------	--------------------	-------------------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-28)

施策名	5-7. 国際観光資源の整備				
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により、国内外の旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上を図る。				
達成すべき目標	平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2020年国立公園訪日外国人利用者数1000万人の目標を達成し、「観光先進国」の実現に貢献する。				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	-	-	250	1,000
	補正予算(b)	-	-	0	
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	-	-	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光ビジョン実現プログラム2018				

測定指標	国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	
	490万人	-	490万人	564万人	600万人	集計中	1000万人	-	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	利用施設の多言語化	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	32年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度		
	40施設	-	-	-	-	5施設	40	-	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	8施設		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ・観光庁との連携のもと、国立公園の魅力や利用に係る情報を集約したウェブサイトの構築を行い、各国立公園における滞在・体験の質を向上させるための基盤となる情報発信環境が整備された。 ・また、観光庁「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」で作成された英文解説文を活用し、Unicode導入等による国立公園案内板等の多言語解説整備、多言語による国立公園紹介映像作成等を進めた。
	施策の分析	訪日外国人の目に触れる機会が多いビジターセンター等の拠点施設における多言語解説文の整備や、訪日外国人が多く閲覧する英語WEBサイトにおける国立公園紹介のページ等の整備が進んでいるが、整備に必要となる英文解説文の作成に時間を要したことから当初予定の利用施設数に達しておらず、目標達成に向けて更なる取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	多言語媒体整備に必要な英文解説文の完成見込みや事業の対象者も考慮した適切な目標設定を行う。 また、多言語媒体整備に一定の期間を要するものについては、解説文の作成に先立ち、または並行して案内板の実設計等を進めるなど効率的・効果的な多言語媒体整備が可能となるよう予算執行についても改善を計る。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国立公園訪日外国人利用者数推計値
---------------------------	------------------

担当部局名	国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	熊倉 基之 中島 尚子 山口 富夫	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-------------------------------	--------------------	-------------------------	----------	--------